

太田市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月17日

太田市長 穂積昌信

## 太田市条例第2号

太田市事務分掌条例の一部を改正する条例

太田市事務分掌条例（平成17年太田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号を次のように改める。

(1) おおた未来戦略部

第1条中第11号を第12号とし、第2号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) デジタル戦略部

第2条第2号中「企画部」を「おおた未来戦略部」に改め、同号ウ中「改革」を「経営」に改め、同号中オを削り、カをオとし、同条中第12号を第13号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) デジタル戦略部

ア 情報政策に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(太田市総合計画審議会条例の一部改正)

2 太田市総合計画審議会条例（平成17年太田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条中「企画部」を「おおた未来戦略部」に改める。

(太田市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

- 3 太田市特別職報酬等審議会条例(平成17年太田市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第6条中「企画部」を「おおた未来戦略部」に改める。